

明石市長 丸谷 聡子  
（公印省略 総務局財務室管財担当）

市役所食堂運営事業者の公募（プロポーザル方式）について

明石市総務局財務室管財担当の業務について公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル方式」という。）を実施しますので、参加を希望する者は下記要領により参加申請書等を提出してください。

記

1 公募物件

- (1) 募集概要 明石市役所食堂事業の運営（料理の提供等） 1式  
（社員食堂の形式にはこだわりません。弁当・パン等のみの販売も可とします）
- (2) 運営場所 明石市役所 南会議室棟2階の一部ほか

2 プロポーザル方式参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

- (1) 現在、国内で飲食業又は弁当等飲食物の販売業を営んでいること。
- (2) 2021年10月1日から公告日までの間において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業停止処分を受ける等の食中毒その他の食品に係る事故を起こしたことがない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 明石市契約規則（平成5年規則第10号）第3条の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 公告日において納期限が到来している国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。
- (7) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上でプロポーザル方式に参加できること。

3 仕様書等のダウンロード

- (1) 期間  
2024年11月22日（金）からダウンロード可能
- (2) 方法

上記期間内に明石市ホームページより仕様書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、総務局財務室管財担当にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡（078-918-5008）の上、CD-R等の記録媒体（USBメモリは不可）を持参してください。

4 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にFAX（078-918-5125）により

総務局財務室管財担当へ仕様書等に関する質問書（指定様式）を提出してください。

2024年11月22日（金）から2024年12月9日（月）午後1時まで

(2) 質問に対する回答

2024年12月13日（金）午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

5 現地見学

事前に現地を確認したい方は、事前に明石市財務室管財担当まで連絡の上、日程調整をしてください。

現地見学可能期間

2024年11月25日（月）から2024年12月6日（金）まで

見学時間 午前10時から午後5時まで

(TEL 078-918-5008)

6 プロポーザル方式参加申込み

(1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 公募型プロポーザル方式参加申請書（1部/様式4）

イ 企画提案書 **(4部)**

ウ 公共性（施策反映）評価提出書 **(4部)** / 「公共性（施策反映）評価について」参照

エ （申込者が個人の場合）直近3カ年の確定申告書（写し）及び収支内訳書（写し）（1部）

（申込者が法人の場合）直近3カ年の決算報告書（1部）

オ 国税の滞納がないことを証する納税証明書（税額の証明ではありません。）

※ 発行日が公告日以降の日付のもの（写し（PDF形式を含む）でも可）

・ 個人の場合・・・その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）

・ 法人の場合・・・その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）

(2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 使用する封筒は宛名シール（様式3）を貼り付けた角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものを使用してください。また、可能な限り1つの封筒に提出書類を入れてください。

イ 2024年12月13日（金）午後1時に、明石市ホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ず確認の後に郵送してください。

ウ 提出期限は、2025年1月17日（金）午後5時（必着）です。

〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5番1号

明石市役所総務局財務室管財担当 公募型プロポーザル方式契約担当者 宛

エ 郵送手続を行った日中に書留控の写しを公募型プロポーザル方式参加確認書（様式2）に貼付し、FAX（078-918-5125）により明石市役所総務局財務室管財担当へ送信してください。

7 プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所

(1) 日時 2025年1月下旬（1月20日から1月31日の間で調整します）

(2) 場所 未定

※日時・場所については後日、日程調整を行います。

## 8 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

## 9 プロポーザル方式に関する条件

- (1) 参加申請書等が所定の日時までに到着していること。
- (2) 同一案件について2通以上プロポーザルに関する書類を提出していないこと。
- (3) プロポーザル方式に関する書類の必要箇所に記名押印があり、内容が明確であること。

## 10 無効とする参加申込み

- (1) プロポーザル方式に参加する者としての必要な資格のない者の行った参加申込み
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った参加申込み
- (3) プロポーザル方式に関する条件に違反した参加申込み
- (4) 提出書類を送付する際、封筒等に宛名シール（様式3）を貼り付けていないもの
- (5) 持参、宅急便等、指示する方法以外で提出されたもの。又は、書留等の郵便局が配達し、明石市が受領した日時の証明が可能な方法以外の方法で郵送されたもの
- (6) 宛名シールの記載内容に誤り又は漏れがあり、意思表示が不明瞭なもの
- (7) 封筒の中に複数の参加者の提出書類を同封したもの
- (8) 申込みに必要な提出書類がないもの
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印の無い提出書類により参加申込みをしたもの
- (10) 公募型プロポーザル方式参加申請書に参加申請者の記名・押印のないもの

## 11 プロポーザル方式の中止等について

緊急等やむを得ない理由等により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、プロポーザル方式を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合においてもプロポーザル方式に要した費用を明石市に請求することはできません。

## 12 市役所食堂運営に関する協定の締結等について

食堂運営事業者（予定者）となった方については、仕様書等に記載された内容に関する食堂事業運営に関する協定の締結及び行政財産使用許可申請書の提出をしていただきます。

## 13 準備期間について

食堂運営の開始については、資材の準備や保健所の許可等、一定期間必要であることから、協定締結後しばらくの間は準備期間とすることを認めます。

## 14 その他

- (1) 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担となります。
- (2) 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しません。
- (3) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）で定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。

- (4) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、このプロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内等を確認した上で申し込んでください。